特別養護老人ホームにいやま荘入所までの流れ（平成27年４月以降）

要介護５、要介護４、要介護３

要介護２、要介護１

特例入所者該当
（市町村保険者に確認）

特例入所者非該当
（入所不可）

入所申請	入所申請書に記入・捺印
右の項目を点数化して 判定します	１　要介護度 ２　介護者の状況 ３　指定居宅介護サービスの利用状況 ４　住居環境 ５　退院・退所後の在宅生活 ６　特筆すべき事項（特例入所の要件関連）
	※定期的な現況確認、入所申込者又はその家族等の申出により適宜実施

点数順による待機者名簿を作成します

入所検討委員会を開催し、 入所順位の検討を行います	考慮事項 施設の経営方針、職員体制、建物の構造、地域の実情等をふまえ、次の事項に制約があるときは考慮できるものとします。 １　希望居室区分や多床室における男女別入所者数の制約 ２　医療的ケア処置を要する入所者数の制約 ３　出身市町村別の入所者数の定数又は制約 ４　待機状態 特別な事由による入所の決定 次の場合には施設長の判断において、入所を決定することがあります。 １　老人福祉法の規定に基づく措置入所の場合 ２　災害による緊急入所の場合 ３　入院後に再入所する場合

施設退所（予定）者の確定後、希望居室区分に沿って待機順位上位より入所意向を確認します。

事前調査	在宅・施設・病院等に担当者が訪問し、面接調査を実施します。
感染症検査	結核・梅毒・肝炎等の検査（医療機関にて実費負担となります。）

入所の決定	入所検討委員会の合議に基づいて施設長が決定します。

入所	入所時面談（契約書・重要事項説明書の取り交わし）

※要介護３以上で入所した場合も、その後の更新で要介護１~２と判定され、特定の条件に該当しない場合は退所の取り扱いとなります。